

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 5月 24日

大分県知事 佐藤 樹一郎 様

提出者



住 所 福岡県北九州市八幡西区
町上津役東2丁目2番25号
氏 名 株式会社 松尾組
代表取締役 松尾 茂行
電話番号 093-611-0161

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成しましたので、提出します。

事業場の名称	株式会社 松尾組
事業場の所在地	北九州市八幡西区町上津役東2丁目2番25号
計画期間	令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月 31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	(建設業) 総合工事業 [06]
②事業の規模	元請完成工事高 8,753,962千円 (令和 6年 3月期)
③従業員数	56名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	(別紙-1)

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(別紙-2)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和 年度）実績】 (別紙-3)		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 設計及び施工計画の段階において、産業廃棄物の発生抑制を考慮した工法・資材等を採用する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年度同様。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) • 建設系（コンクリート、アスファルト・コンクリート） • 建築系（ガラスくず、木くず、紙くず、廃プラスチック類など） 道路等の掘削作業並びに建築構造物の解体作業などにおいて、産業廃棄物の分別を徹底して、種類毎に中間処理業者に処理を委託し、再資材化・再生利用を推進する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 前年同様。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量 t t (これまでに実施した取組)
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量 t t (今後実施する予定の取組)

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和 年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量 t t 自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量 t t (これまでに実施した取組)
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量 t t 自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量 t t (今後実施する予定の取組)

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
②計画		産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状		【前年度（令和 年度）実績】 (別紙-4)	
		産業廃棄物の種類	
全処理委託量		t	t
優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
再生利用業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
(これまでに実施した取組)			
<p>産業廃棄物を処理業者に委託する場合には、事前に産業廃棄物の処理方法等を確認し、適正な委託契約を締結する。収集運搬から処分終了に至るまでを確認し管理する。また、処理委託先業者の施設において産業廃棄物の処理状況を確認する等、元請業者としての責務を果たす。</p>			

【目標】(別紙-4)	
②計画	産業廃棄物の種類
	全処理委託量 t t
	優良認定処理業者への処理委託量 t t
	再生利用業者への処理委託量 t t
	認定熱回収業者への処理委託量 t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 t t
(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・中間処理許可を有するがれき類の、自社処分の推進。 ・委託処理業者への現地調査実施による、適正処理の確認。 ・優良事業者である処理許可業者に、優先的に処理を委託する。 	
※事務処理欄	

(別紙一 1) 産業廃棄物の一連の処理の工程

・舗装 及び 土木工事

旧舗装物撤去：がれき類 → 自社中間処理施設、または再生処理業者に委託して再生
碎石類として再資源化、並びに再生碎石類の利用促進。

旧建設物撤去：がれき類 → 同上。

・建築工事

旧建築物解体：がれき類 → 同上。

紙くず → 熱回収処理業者に委託して、焼却処分。

繊維くず → 同上。

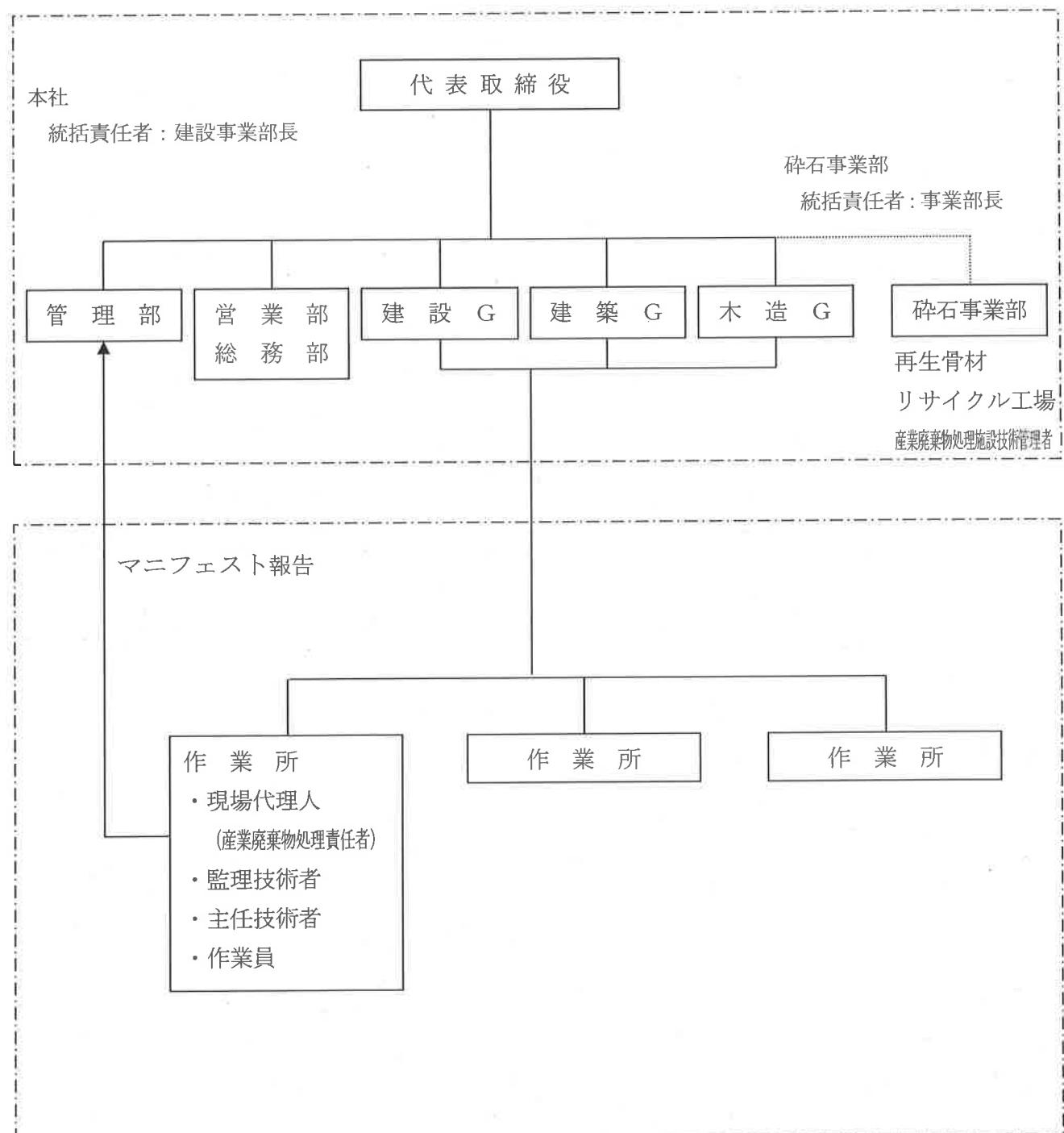
木くず → 再生処理業者に委託して、チップとして再資源化。

混合物 → 中間処理業者に委託し、分別後再生処理業者へ2次委託。
でき得る限り最終処分業者への委託、並びに埋立処分を
避ける。

ガラスくず → 再生処理業者に委託して、再生碎石類等に再資源化。

廃プラスチック類 → 再生処理業者に委託して燃材として再資源化。

(別紙一 2) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



(別紙一3) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】

産業廃棄物の種類	排出量(t)	産業廃棄物の種類	排出量(t)
汚泥	t	がれき類	2,179 t
廃プラスチック類	110 t	建築系混合廃棄物	t
紙くず	t	建設系混合廃棄物	t
木くず	76 t	廃電気機器器具	1 t
ガラスくず	70 t	廃プラスチック類(石綿含有)	4 t

(これまでに実施した取組)

設計及び施工計画の段階において、産業廃棄物の発生抑制を考慮した工法・資材等を採用する。

【目標】

産業廃棄物の種類	排出量(t)	産業廃棄物の種類	排出量(t)
汚泥	t	がれき類	800 t
廃プラスチック類	50 t	建築系混合廃棄物	t
紙くず	t	建設系混合廃棄物	t
木くず	50 t	廃電気機器器具	1 t
ガラスくず	50 t	廃プラスチック類(石綿含有)	2 t

(今後実施する予定の取組)

前年度同様。

(別紙－4) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	全処理委託量	① 現状			
		優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃プラスチック類	110 t	4 t	106 t		
木くず	76 t		76 t		
ガラスくず	70 t		70 t		
がれき類	2,179 t		2,179 t		
廃電気機械器具	1 t		1 t		
廃プラスチック類(石綿含有)	4 t	2 t	2 t		

(これまでに実施した取組)

産業廃棄物を処理業者に委託する場合には、事前に産業廃棄物の処理方法等を確認し、優良認定処理業者・再生利用業者を優先して処理を委託する。

【目標】

産業廃棄物の種類	全処理委託量	② 目標			
		優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃プラスチック類	50 t	5 t	45 t		
木くず	50 t	t	50 t		
ガラスくず	50 t	t	50 t		
がれき類	800 t		800 t		
廃電気機械器具	1 t		1 t		
廃プラスチック類(石綿含有)	2 t	2 t	t		

(今後実施する予定の取組)

前年度同様。